

2025 年 12 月 トピック

仏暦 2568 年（2025 年）時点において、社会保険法仏暦 2533 年（1990 年）第 33 条に基づく被保険者の社会保険料（拠出金）算定の基礎として用いられる最低賃金及び最高賃金に関する省令

仏暦 2568 年（2025 年）12 月 12 日、第 33 条に基づき、被保険者の社会保険拠出金算定の基礎となる最低賃金および最高賃金に関する省令が公布された。本省令は、仏暦 2569 年（2026 年）1 月 1 日から施行される。拠出金算定の基礎となる最高賃金は、次のとおり定められている。

1. 仏暦 2569 年（2026 年）1 月 1 日から仏暦 2571 年（2028 年）12 月 31 日までの期間においては、拠出金算定の基礎となる最高賃金は、月額 17,500 バーツを超えてはならず、拠出金の最高額は、月額 875 バーツを超えてはならない。
2. 仏暦 2572 年（2029 年）1 月 1 日から仏暦 2574 年（2031 年）12 月 31 日までの期間においては、拠出金算定の基礎となる最高賃金は、月額 20,000 バーツを超えてはならず、拠出金の最高額は、月額 1,000 バーツを超えてはならない。
3. 仏暦 2575 年（2032 年）1 月 1 日以降においては、拠出金算定の基礎となる最高賃金は、月額 23,000 バーツを超えてはならず、拠出金の最高額は、月額 1,150 バーツを超えてはならない。

トップアップ税額に係る緊急勅令 B.E.2567（2024 年）に基づき公布された、
トップアップ税額の対象となる多国籍企業グループの特定および
トップアップ税額計算の範囲に含まれる所得・費用・税額の調整に関する
4 件の下位法令案

2025 年 12 月 30 日（仏暦 2568 年）に開催された閣議において、内閣は、トップアップ税額に係る緊急勅令 B.E.2567（2024 年）に基づき発出される下位法令案 4 件について、原則承認を行いました。これらの下位法令案は、トップアップ税額の対象となる多国籍企業グループの特定、ならびに、トップアップ税額計算の範囲に含まれる所得、費用および税額の調整に関するものです。

歳入局長であるクーラヤー・タンティテーミット博士によれば、トップアップ税額に係る緊急勅令 B.E.2567（2024 年）はすでに施行されており、仏暦 2568 年（2025 年）1 月 1 日以後に開始する会計期間について、大規模多国籍企業に適用されていると述べ、トップアップ税額の納税義務を負う納税者が、トップアップ税額を正確に、かつトップアップ税額に係る緊急勅令 B.E.2567（2024 年）の規定に従って計算できるようにするため、財務省は歳入局を通じて、以下の追加的な詳細事項を規定することを閣議に提案している、とのことです。

- (1) 組織再編を行っている多国籍企業グループについて、トップアップ税額の納税義務を判定するための基準を定める勅令（再編後グループの対象判定）
- (2) 関連事業体に該当しない事業体に関する基準を定める勅令（非関連法人の判定）
- (3) タイ国内に所在し、多国籍企業グループの構成員であるいずれの関連事業体も利益を生じていない場合において、タイに配分される残余のトップアップ税額を配分するための基準を定める省令（所得がない場合の税配分）
- (4) トップアップ税額の計算を目的として、所得、費用および対象税を調整するための基準（タイ国内トップアップ税額の計算基準を含みます）を定める省令（所得・費用・税額の調整ルール）

なお、上記のトップアップ税額に係る緊急勅令 B.E.2567（2024 年）に基づき発出される下位法令案は、経済協力開発機構（OECD）が策定した GloBE モデル・ルール、コメンタリーおよび行政ガイダンス（the Administrative Guidance）を参照して作成されます。これは、タイのトップアップ税額法制の執行が、OECD／G20 BEPS 包摂的枠組みに参加する各国が世界的に採用しているアプローチと整合し、かつ国際的に受け入れられるものとなることを確保することを目的としているからです。

なお、日系企業にとって、上記 4 項目よりも重要と思われる事項の「QDMTT のセーフハーバーの採用」については、依然、閣議に上っていません。

【翻訳：会計士 形部】